

事 務 連 絡
令和3年12月15日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会
(医療管理委員会扱い)

電子取引データの保存方法について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添の国税庁からのチラシにありますように、令和4年1月1日より電子取引データの保存方法が一部、変わります。

現在、電子取引の取引情報にかかる電子データの保存は、紙に印刷して保存する方法が認められていますが、令和4年1月1日以降に行う電子取引については、紙での保存のみは認められず、電子データを保存しなければなりません。

詳しくは国税庁のホームページまたは自院の税理士にご相談ください。

開始日 令和4年1月1日

保存すべきデータ 請求書・領収書・契約書・見積書など

*例えば、請求書や領収書をメールで受け取る場合や、WEB ページからダウンロードして受け取る場合、印刷してもかまいませんが、その電子データ自体を保存しなければいけません（経費計上するインターネットを使った購入や、クレジットカードの明細書など）。

* 歯科材料商などから、紙のみでやりとりされる書類は、これにあたりません。